



## 労災保険を使いましょう

労災保険を使う事についてよい印象を持っていない事業主が多いのではないのでしょうか。

労災保険について勘違いしがちな事例を上げましたので再認識していただき、**従業員が安心して働ける職場**にさせていただきたいと思います。

### ◆労災保険を使うと保険料が上がる？

労災保険には、労災保険の使用頻度に応じて保険料を上げ下げする「メリット制」制度があります。しかし、この制度は一般的には従業員 100 人以上の事業所または建設業等で使える制度ですので、**軽度もしくは数回の保険利用で保険料が上がることはありません。**



### ◆労働基準監督署から目を付けられてしまうのか？

同じような労災が短期間で発生した場合には、安全対策の確認に事業所訪問がある可能性があります。その際に適切な指導を受けることにより今まで気づけなかったことなどが判明し、**事前に対策が出来る**こともあります。対応はお手間かもしれませんが職場を見直す良い機会でもあります。



### ◆民間労災や健康保険で対応できていれば問題ない？

民間労災の契約内容によっては手厚い補償が受けられるかもしれませんが、本来の労災保険を使わないことは**「労災隠し」となり犯罪**です。民間労災だけで済まさないようにしてください。また、労災に健康保険を使うことは保険金詐欺になりかねませんので絶対にしないでください。民間の労災保険よりもやはり労災保険のほうが、大きな事故や死亡事故、障害に対して手厚い補償を受けられる場合が多いです。



ここまで読んでいただいて労災保険を使うことにデメリットは感じられましたでしょうか？労災保険を使わないようにすることの方が、より企業にデメリットをもたらします。

厚生労働省がまとめた令和2年の労働災害発生状況を見ますと、**1位 転倒、2位 墜落・転落、4位 はさまれ、5位 切れ・こすれ**となっており従業員が不注意で起こす可能性が高いものばかりで、労働基準監督署も厳しく指導はし難いものです。

事業場内で起きてしまった以上は、労災として扱わざるを得ないケースがほとんどです。適正に労災保険を使っていただくことが従業員、企業を守ることになることをご理解いただきたいと思います。

労災保険について不安を抱えていましたら弊社担当者までご相談ください。